

甲府市介護保険をよくする会

第10回総会・記念講演会挨拶全文

2014年5月31日

甲府市西部市民センター

代表 保坂勢津子

本日は、大変お忙しい中を「甲府市介護保険をよくする会第10回総会と記念講演会」にご参加いただきありがとうございます。

私はこの会が発足した時から会の代表をさせていただいています保坂勢津子です。私は、昨年4月に12年間在宅で介護してきた95歳の義母を見送りました。母は介護保険制度がスタートした翌年の2001年3月から、要介護1の認定を受け週1回のデイサービスの利用を始めました。その後要介護度が徐々に上がって最後の4年間には要介護5となり、いわゆる寝たきり状態になりましたが、週6日デイサービスに通いながら在宅生活を送っていました。しかし昨年1月に風邪を引いたのがきっかけで、元気が無くなり、誤嚥性の肺炎を起こしてしまい1月30日に入院となり、脳梗塞も併発し、意識もないまま約3ヵ月後の4月25日に静かに永眠しました。

なぜこんな個人的なことを申し上げるかといいますと、義母が介護保険を利用しながら息子夫婦と孫とひ孫の4世代家族の一員として、在宅生活を送ることが出来たのは、介護保険制度のおかげだと思っているからです。

介護保険法は、今から16年前の1997年(平成9年)12月9日に成立し、12月17日に交付されました。この介護保険法の目的は、「高齢化の進行とともに加齢に起因する病気などにより要介護状態の高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るように、保健、医療、福祉のサービスの供給をおこなう事」としたものであります。そして2000年(平成11年)4月1日から「住み慣れた地域で安心して暮らせるための介護を、社会全体で支える仕組み」として、全国の市町村でスタートしました。今年3月で制度開始から丸14年になります。

ですから母の介護を通して家族という立場でこの制度の変遷を見ることが出来ました。おそらく介護保険制度がなかったらこんなに長く在宅生活を送ることは出来なかったと思いますし、嫁の私の退職後の生活も母の介護に明け暮れる悲惨なものになっていたと思うからです。

さて、その介護保険制度は一昨年4月に2度目の改正が行われ、合わせて介護報酬の改定もおこなわれました。改正内容の特徴は、地域包括ケアの推進です。

地域包括ケアとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを

含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域での体制」と定義されました。地域包括ケア圏域については、おおむね30分以内に駆けつけられる圏域と定義し、具体的には中学校区を基本とする。となりました。

理念としては素晴らしいのですが、実態は、介護保険の重点化・効率化を狙った「入院から在宅へ」「医療から介護へ」「介護から市場・ボランティアへ」の流れを作り、公的保険の役割を縮小する方向が明らかになりました。それが今年の5月15日の衆議院本会議で全野党が反対する中、自民公明両党の賛成多数で可決された「医療・介護総合推進法案」です。そのことについては記念講演で篠崎氏からお話されると思いますので省略しますが、この会は出来て9年間『誰もが安心して住み続けられる街づくり』をめざして、憲法25条で保障された基本的人権を守る運動と、地域での支え合いを柱に、介護施設とそこで働く職員が生き生きと仕事ができ、利用者は介護保険制度を利用し、地域に見守られながら、お金の心配をせずに安心して暮らせる。そんな街づくりを目指して会の活動を続けてきました。

昨年11月の甲府市との交渉では、要支援1、2と認定されている人数は平成25年9月現在2208人で、このうち介護保険を利用している人数は1395人でした。この時点では介護保険からはずさず甲府市の独自の事業になった場合の具体策は明らかになっていませんでした。会としてはサービスの低下につながらないようにと強く要望してきたところです。

本日の記念講演は市民運動の進め方などについてのお話が聞けるものと思います。お忙しい中を駆けつけて下さった篠崎次男氏に感謝しつつ代表の挨拶とさせていただきます。